表１　傾斜ベルトコンベヤの仕様・制限仕様

項　　目		機械の使用状況など
機械の名称		傾斜ベルトコンベヤ
機械を使用する目的、用途		ケースや袋に入った商品を傾斜搬送する（上り・下り） 乾燥したもの（水分を含まない）
予見される誤使用、誤作動、機能不良		１．機械の上に人が乗る。 ２．機械の下を人が潜る。 ３．電源を切らないでメンテナンス作業をする。 ４．メンテナンス作業中に他の作業者が誤って起動釦を押す。 ５．危険部の保護カバーを外して運転する。 ６．コンベヤをアンカーボルトで固定しないで運転する。
製品の主な仕様	製品型式	傾斜ベルトコンベヤ（センタードライブ式）
	搬送物質量	max.　７０（ｋｇ／ｍ）　　搬送物（３５ｋｇ／５００mm）程度
	想定使用期間（消耗部品は除く）	１０年
	原動機出力	減速機付きモータ：０．４／０．７５／１．５kW（ブレーキ付きモータ）
	搬送速度、搬送方向	max.３６（m／ｍｉｎ）／　正逆運転
	製品質量	max.１０９５（ｋｇ）
	製品使用スペース(幅×奥行×高)	max.１０６０Ｗ×２７３００Ｌ×５０００Ｈ（㎜）
	環境条件（屋内外、温度、湿度）	屋内（腐食ガスなどの無い所）、温度：０～４０℃、湿度：max.８５％以下
	使用エネルギー源	三相電源　、ＡＣ２００／２２０Ｖ
	想定稼働時間（時間／日）	８（時間／日）
	加工物材料（有害物質の有無）	なし
	騒音、振動の発生状況	（騒音）６９．５ｄＢ以下　、（振動）
	機械の移動の有無（固定、移動）	（固定）あり　、（移動）なし
	制御系仕様	・端子渡し ・押釦付電磁開閉器（過負荷保護装置付き） ・押釦付電磁開閉器（過負荷保護装置付き）＋非常停止ＳＷ
	適用法令、規格	別紙参照
	その他	床上・吊り据付、作業者によるコンベヤ上への積み降ろし作業がある
主要使用国（国内、輸出）		国内
危険の対象者（コンベヤ、リフト関係）	①輸送作業員	輸送時（組立完成～現地着） （機械輸送に関する専門知識・技能を有する者）
	②設置作業員	機械設置時（設置場所への移動～据付～電源接続～蛇行調整） （機械設置に関する専門知識・技能を有する者）
	③試運転員	試運転時（搬送テスト～ （機械、電気に対する専門知識を有する者）
	④作業員	作業時 （機械の運転講習修了者。機械、電気に対する専門知識を有しない者）

<table>
<tr><td></td><td>⑤保全・調整員</td><td>保全時、調整時、不具合の発見・措置時(トラブル時含む)
（機械の運転講習修了者でかつ機械、電気に対する専門知識を有する者）</td></tr>
<tr><td></td><td>⑥部外者（事務職員、見学者等）</td><td>無し（機械周辺への立ち入り禁止）</td></tr>
<tr><td colspan="2">機械のライフサイクル
（危険が予想される機械のライフサイクル）</td><td>機械の輸送、設置、試運転
使用時の調整、運転、保全（清掃含む）時、不具合の発見・措置、廃棄</td></tr>
</table>

表2　傾斜ベルトコンベヤ リスクアセスメントまとめ表

1．危害の大きさ

カテゴリ	危害の大きさの種類	定義（人的）
Ⅰ	破壊的 Catastrophic	①死亡 ②後遺症障害1～7級 ③休業3ヶ月以上
Ⅱ	危機的 Critical	①重傷 ②後遺症障害8～14級 ③休業1週間以上3ヶ月未満
Ⅲ	限界的Marginal	①軽傷 ②後遺症なし ③休業1週間未満 ⑥軽い骨折・捻挫
Ⅳ	無視的Negligible	①擦り傷／切り傷／赤チン災害 ②後遺症なし ③休業なし

2．危害の発生確率（起こる可能性）

レベル	略表現	期間
A	頻繁	1分間に数回程度
B	しばしば	1日に数回程度
C	時々	1ヶ月に1回程度
D	僅か	1年に1回程度
E	可能性小	数年に1回程度

3．リスクインデックス（HRI）

危害の発生確率		危害の大きさ Ⅰ 破壊的 Catastrophic	Ⅱ 危機的 Critical	Ⅲ 限界的 Marginal	Ⅳ 無視的 Negligible
A	頻繁	1	3	7	13
B	しばしば	2	5	9	16
C	時々	4	6	11	18
D	僅か	8	10	14	19
E	可能性小	12	15	17	20

4．リスクの判断基準

リスクインデックス（HRI）		リスクレベル
1 ～ 5	Ⅰ	許容できない
6 ～ 9	Ⅱ	好ましくない
10 ～ 17	Ⅲ	許容できる（審査が必要）
18 ～ 20	Ⅳ	許容できる

注：危険部位の(番号)は「危険源一覧表」「リスクの見積りと評価表」中の番号と一致する

6.作業区分：		作業の具体的内容	潜在する危険の内容	危険部位 番号	危険部位	危険源 有無	予想される危険源 番号	危険源の種類	予見される危険	危険の対象者	リスクの評価 危害の大きさ	危害の発生確率	リスクインデックス	リスクレベル	保護方策	リスクの再評価 危害の大きさ	危害の発生確率	リスクインデックス	リスクレベル	残存リスク	残存リスク対策（使用上の情報提供） 警告ラベル	取扱説明書
設置	1	トラックの荷台からコンベヤ設置場所へ移送する。	フォークリフでトラック荷台から、下ろす時にコンベヤが落下して他の作業者が押しつぶされる。	1	コンベヤ本体	有	1.1	機械的危険源	押しつぶしの危険源	②設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	フォークリフでトラック荷台から、下ろす時にコンベヤが落下して他の作業者が押しつぶされる。	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	－
設置	2	トラックの荷台からコンベヤ設置場所へ移送する。	フォークリフト等の輸送用機器を使わずに、人手で運搬し、腰を痛める。				8.1	人間工学原則の無視から起こる危険源	不自然な姿勢又は過剰努力	②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	フォークリフト等輸送用機器を使わずに、人手で運搬し、腰を痛める。	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	－
設置	20	チェーンの張りを調整する。	駆動部位置によって無理な姿勢で取り付けボルト、モータ押しボルトを回すため、体を痛める。							②設置	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	－	－	－	－	－	－	－	－
設置	18	テークアップローラで、ベルトの張り調整をする。	1人で幅広仕様のコンベヤのベルト張り調整で、反対側を調整するために、コンベヤの上に乗り、転倒する。				8.6	人間工学原則の無視から起こる危険源	ヒューマンエラー、人間挙動	②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告を無視して、コンベヤ上に乗る恐れがある。	－	取扱説明書に記載
運転	22	コンベヤの上に乗り、転倒する。	コンベヤ反対側へ移動するために、運転中のコンベヤ上に乗り転倒する。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	コンベヤ反対側へ移動するために、運転中のコンベヤ上に乗り転倒する。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	25	コンベヤの下に潜る。	コンベヤ反対側へ移動するために、コンベヤ下を潜り、駆動フレームの角に頭をぶつける。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	－	－	－	－	－	コンベヤ反対側へ移動するために、コンベヤ下を潜り、駆動フレームの角に頭をぶつける。	－	取扱説明書に記載
試運転	1	搬送テスト（能力確認）を実施する。	エンド部の保護カバーを外したまま搬送テストを行い、エンドプーリ付近で搬送物の積み降ろしをする時に、誤ってエンドプーリとベルトに指を巻き込まれる。	2	エンドプーリとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	③試運転	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	1	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	エンド部の保護カバーを外したまま運転し、エンドプーリ付近で搬送物の積み降ろしをする時に、誤ってエンドプーリとベルト間に、指を巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	－	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	2	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	運転したまま、エンドプーリとベルトに、噛み込んだ異物を取り除こうとして、誤ってエンドプーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	コンベヤを運転したまま、巻き込まれた異物を取り除こうとする恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	3	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	エンドプーリの清掃中に、他の作業者がコンベヤを起動し、エンドプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	－	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	20	搬送物をコンベヤ上から取り出す。（1／3）	搬送物の底から持とうとして、エンドプーリとベルト間に指が巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	20	搬送物をコンベヤ上から取り出す。（2／3）	搬送物の底から持とうとして、エンドプーリとベルト間に指が巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	搬送物をベルトの中央に載せる。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	搬送物が、BW以上のものを搬送する可能性がある。		取扱説明書に記載
運転	20	搬送物をコンベヤ上から取り出す。（3／3）	搬送物の底から持とうとして、エンドプーリとベルト間に指が巻き込まれる。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	搬送物のサイズは、BW幅以下とする。	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる			取扱説明書に記載
保全	23	エンドプーリへの異物の付着を確認。	ベルトを持上げ、エンドプーリに異物が付着していないか点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、エンドプーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	24	エンドプーリへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、エンドプーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	21	搬送物をコンベヤ上からとり作業台に載せる。	衣服等が、エンドプーリとベルト間に巻き込まれる。			有	1.8	機械的危険源	こすれ又は擦りむきの危険源	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	エンドプーリの幅をベルト幅以下にし、保護カバー取付。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	作業者が、巻き込まれやすい服装、髪型で作業する可能性がある。	－	取扱説明書に記載
運転	4	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	運転したまま、スナブプーリに噛み込んだ異物を取り除こうとして、スナブプーリとベルト間に、巻き込まれる。	3	スナブプーリとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	5	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	スナブプーリの清掃中に、他の作業者がコンベヤが起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	17	スナブプーリへの異物の付着を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	取扱説明書に記載	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	18	スナブプーリへ付着した異物を取り除く。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	取扱説明書に記載	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	21	スナブプーリの熱を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	取扱説明書に記載	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	22	スナブプーリの交換。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	取扱説明書に記載	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	25	スナブプーリへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	取扱説明書に記載	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、起動時の安全確認をせずに、起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載

6.作業区分:		作業の具体的内容	潜在する危険の内容	注:危険部位の(番号)は「危険源一覧表」「リスクの見積りと評価表」中の番号と一致する							リスクの評価				保護方策	リスクの再評価				残存リスク	残存リスク対策（使用上の情報提供）	
				危険部位		危険源	予想される危険源			危険の対象者	危害の大きさ	危害の発生確率	リスクインデックス	リスクレベル		危害の大きさ	危害の発生確率	リスクインデックス	リスクレベル		警告ラベル	取扱説明書
				番号		有無	番号	危険源の種類	予見される危険													
運転	6	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	運転したまま、テークアッププーリに噛み込んだ異物を取り除こうとして、テークアッププーリとベルト間に、巻き込まれる。	4	テークアッププーリとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、運転したまま、異物を取り除こうとする恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	7	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	テークアッププーリの清掃中に、他の作業者がコンベヤが起動し、テークアッププーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	第三者が安全確認をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	26	テークアッププーリへの異物の付着を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、テークアッププーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	27	テークアッププーリへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、テークアッププーリとベルトに手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	8	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	運転したまま、ドライブプーリに噛み込んだ異物を取り除こうとして、ドライブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。	5	ドライブプーリとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、運転したまま、異物を取り除こうとする恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	9	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	ドライブプーリの清掃中に、他の作業者がコンベヤを起動し、ドライブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	28	ドライブプーリへの異物の付着を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、ドライブプーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	29	ドライブプーリへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、ドライブプーリとベルトに手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部前後）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	10	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	運転したまま、角度調整ユニット部スナブプーリに噛み込んだ異物を取り除こうとして、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。	6	角度調整ユニット部スナブプーリとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	安全教育を受けていない作業者が、運転したまま、異物を取り除こうとする恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	11	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	角度調整部ユニット部のスナブプーリの清掃中に、他の作業者がコンベヤを起動し、スナブプーリとベルト間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	12	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	角度調整ユニット部のカバーを外したまま運転し、下を潜ろうとした時に角度調整ユニット部スナブプーリとベルトに、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	24	コンベヤの下に潜る。	コンベヤ反対側へ移動するために、運転中のコンベヤ下を潜り、髪の毛がスナップローラに巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
運転	31	コンベヤ下部に置いているものを取ろうとする。	コンベヤ下部に置いているものを取ろうとして、角度調整ユニット部スナブプーリとベルトに、巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	コンベヤの下にゴミ箱等を設置する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	30	角度調整ユニット部スナブプーリへの異物の付着を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、角度調整ユニット部スナブプーリとベルト間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
保全	31	角度調整ユニット部スナブプーリへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、角度調整ユニット部スナブプーリとベルトに手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	警告ラベル貼付け	取扱説明書に記載
運転	26	コンベヤの下に潜る。	コンベヤの下に落としたものを拾おうとしてコンベヤ下に潜り、、髪の毛が角度調整ユニット部スナブプーリに巻き込まれる。			有	1.8	機械的危険源	こすれ又は擦りむきの危険源	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	2	搬送テスト（能力確認）を実施する。	駆動部側面カバーを外したまま搬送テストを行い、誤って指や衣服が駆動スプロケットとチェーン間に巻き込まれる。	7	駆動スプロケットとチェーン間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	③試運転	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部側面）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	13	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	駆動部側面カバーを外したまま運転し、誤って指や衣服が駆動スプロケットとチェーン間に、巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部側面）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	14	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	駆動スプロケットとチェーンを点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、駆動スプロケットとチェーンに、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部側面）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	32	駆動スプロケットとチェーンへの異物の付着を確認。	点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、駆動スプロケットとチェーン間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部側面）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	33	駆動スプロケットとチェーンへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、駆動スプロケットとチェーンに手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付（駆動部側面）	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	3	搬送テスト（能力確認）を実施する。	連動部の保護カバーを外したまま搬送テストを行い、誤って、指や衣服が連動スプロケットとチェーン間に巻き込まれる。	8	連動スプロケットとチェーン間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	③試運転	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま、又は破損したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	15	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	連動部の保護カバーを外したまま運転し、誤って指や衣服が連動スプロケットとチェーンに、巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま、又は破損したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	15	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	連動スプロケットとチェーンを点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、連動スプロケットとチェーン間に、手を巻き込まれる。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	34	連動スプロケットとチェーンへの異物の付着を確認。	連動スプロケットとチェーンを点検中に、他の作業者がコンベヤを起動し、連動スプロケットとチェーン間に手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	35	連動スプロケットとチェーンへ付着した異物を取り除く。	異物除去中に、他の作業者がコンベヤを起動し、連動スプロケットとチェーンに手を巻き込まれる。							④作業員 ⑤保全員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	他の作業者が安全確認（コンベヤへの接近者の確認）をせずに、コンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	4	搬送テスト（能力確認）を実施する。	連動部の保護カバーを外したまま搬送テストを行い、誤って、軸受けのセットボルトに指や手が触れ、裂傷を負う。	9	連動プーリの軸受けセットボルト	有	1.3	機械的危険源	切傷又は切断の危険源	③試運転	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	16	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	連動部の保護カバーを外したまま運転し、誤って、軸受けのセットボルトに指や手が触れ、裂傷を負う。							④作業員	Ⅱ	D	10	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバー取付	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる（審査が必要）	保護カバーを外したまま運転する可能性がある。	―	取扱説明書に記載
設置	21	モータに電源を接続する。	1次側電源に接続したまま、モータ充電部の配線を接触し感電する。	10	モータ充電部（端子）	有	2.1	電気的危険源	充電部に人が接触（直接接触）	②設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	―	―	―	―	―	1次側電源に接続したまま、モータ充電部の配線を接触し感電する。		取扱説明書に記載
試運転	6	充電部への接続不備により漏電する。	搬送物の積み降ろしの際、導電したフレームに触れ感電する。			有	2.2	電気的危険源	不具合状況下で充電部に人が接触（間接接触）	③試運転	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	アースの設置	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	アースを取らないで、運転をする。	―	取扱説明書に記載
試運転	7	端子へのアースを取らないで、運転をする。	充電部の接続不良により、コンベヤに漏電した電気に感電する。							③試運転	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	アースの設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	―	―	取扱説明書に記載
運転	27	端子への接続不備により漏電する。	充電部の接続不良により、コンベヤに漏電した電気に感電する。							④作業員	Ⅰ	D	8	Ⅱ好ましくない	アースの設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	アースを取らないで、運転をする。	―	取扱説明書に記載
運転	28	アースを取らないで、運転をする。	充電部の接続不良により、コンベヤに漏電した電気に感電する。							④作業員	Ⅰ	D	8	Ⅱ好ましくない	アースの設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	アースを取らないで、運転をする。	―	取扱説明書に記載
保全	36	通電したまま、配線作業をする。	充電部に接触し、感電する。							⑤保全員	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる（審査が必要）	―	―	―	―	―	通電したまま、配線作業をする。	―	取扱説明書に記載

6.作業区分:		作業の具体的内容	潜在する危険の内容	注:危険部位の(番号)は「危険源一覧表」「リスクの見積りと評価表」中の番号と一致する						危険の対象者	リスクの評価				保護方策	リスクの再評価				残存リスク	残存リスク対策(使用上の情報提供)	
				危険部位		危険源	予想される危険源				危害の大きさ	危害の発生確率	リスクインデックス	リスクレベル		危害の大きさ	発生確率	リスクインデックス	リスクレベル		警告ラベル	取扱説明書
				番号		有無	番号	危険源の種類	予見される危険													
保全	16	モータの交換。	モータ交換時に手を滑らせて、モータを足の上に落とし、骨折する。	11	モータ本体	有	1.1	機械的危険源	押しつぶしの危険源	⑤保全員	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	モータ交換時に手を滑らせて、モータを足の上に落とし、骨折する。	―	取扱説明書に記載
試運転	8	ベルトの張り過ぎまま搬送テストをする。(1／2)	過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。			有	3.1	熱的危険源	極度の高温又は低温の物体若しくは材料に人が接触し得ることによって火災又は爆発、及び熱源からの放射による火傷、熱傷及びその他の傷害	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバー取付(駆動部前後)	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	9	ベルトの張り過ぎまま搬送テストをする。(2／2)	・駆動部の前後に保護カバーを外したまま運転し、過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	過負荷保護装置を取付	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	過負荷保護装置を付けずに運転する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	10	チェーンの張り過ぎのまま搬送テストをする。(1／2)	過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバー取付(駆動部前後)	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	11	チェーンの張り過ぎのまま搬送テストをする。(2／2)	・駆動部の前後に保護カバーを外したまま運転し、過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	過負荷保護装置を取付	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	過負荷保護装置を付けずに運転する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	12	規定重量以上の搬送部を載せて搬送テストをする。(1／2)	過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。							④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバー取付(駆動部前後)	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
試運転	13	規定重量以上の搬送部を載せて搬送テストをする。(2／2)	・駆動部の前後に保護カバーを外したまま運転し、過負荷で高温になったモータに触れ、やけどする。							④作業員	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	過負荷保護装置を取付	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	過負荷保護装置を付けずに運転する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
保全	15	コンベヤ停止後、モータの発熱を確認。	保全で、モータ温度を確認する時に、高温になったモータに触れ、やけどする。							⑤保全員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	過負荷保護装置を取付	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	過負荷保護装置を付けずに運転する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
設置	3	コンベヤの段積みばらし。	コンベヤ段ばらし中に、手を滑らしフレームユニットを設置作業者の足の上に落下させる。	12	フレームユニット	有	1.1	機械的危険源	押しつぶしの危険源	②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	―	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	―
設置	4	コンベヤに脚を取付け、フレームユニットを接続する。	コンベヤ組立中に手を滑らせ、フレームユニットを設置作業者の足の上に落下させる。							②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	コンベヤ組立中に手を滑らせ、フレームユニットを設置作業者の足の上に落下させる。	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	―
設置	6	コンベヤに脚を取付け、フレームユニットを接続する。	2人以上でコンベヤ組立中に、息が合わずフレーム間に指を挟む。							②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	2人以上でコンベヤ組立中に、息が合わずフレーム間に指を挟む。	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	―
設置	5	コンベヤに脚を取付け、フレームユニットを接続する。	コンベヤ組立中に、無理な姿勢でフレームユニットを担ぎ上げ腰を痛める。			有	8.1	人間工学原則の無視から起こる危険源	不自然な姿勢又は過剰努力	②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	コンベヤ組立中に、無理な姿勢でフレームユニットを担ぎ上げ腰を痛める。	出荷時に、「注意事項」をコンベヤ本体に貼付け。	―
設置	25	下部フィーダーのベルトの蛇行調整をする。	調整中に、他の調整員がコンベヤを起動し、ベルト端で手を擦りむく。	13	ベルト端	有	1.8	機械的危険源	こすれ又は擦りむきの危険源	③試運転	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	―	―	―	―	―	―	―	―
試運転	5	搬送テスト(能力確認)を実施する。	搬送物の積み降ろし時に、誤ってベルトの端に接触し、手を擦りむく。							③試運転	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	―	―	―	―	―	―	―	―
運転	17	主電源を入れ、起動スイッチを入れコンベヤを運転する。	他の作業者がベルトを持上げて、キャリヤローラを点検している時に、コンベヤが起動し、ベルト端で手を擦りむく。							④作業員	Ⅳ	D	19	Ⅳ許容できる	―	―	―	―	―	―	―	―
設置	7	コンベヤに脚を取付け、フレームユニットを接続する。	高機高脚が転倒し、作業者が負傷する。	14	高機高脚	有	1.1	機械的危険源	押しつぶしの危険源	②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	高機高脚が転倒し、作業者が負傷する。	―	取扱説明書に記載
設置	10	駆動部の上のキャリヤローラを外す。	高所作業の場合、バランスを崩して架台から落下し、負傷する。	15	高所の部品及び、保全作業時の工具	有	8.1	人間工学原則の無視から起こる危険源	不自然な姿勢又は過剰努力	②設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	取扱説明書に記載
設置	12	駆動部カバーを外す。	高所作業の場合、バランスを崩して架台から落下し、負傷する。							②設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	取扱説明書に記載
設置	16	駆動部の上のキャリヤローラを取付ける。	高所作業の場合、バランスを崩して架台から落下し、負傷する。							②設置	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	取扱説明書に記載
保全	38	高所での部品交換作業。	高所での保守作業中、保全員が落下する。							⑤保全員	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	高所での保守作業中、保全員が落下する。	―	取扱説明書に記載
設置	9	ベルトを組み込むため、駆動部の上のキャリヤローラを外す。	ベルトを入れるために外したキャリヤローラを落下させ、下の作業者を負傷させる。			有	8.3	人間工学原則の無視から起こる危険源	保護具使用の無視	②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	ベルトを入れるために外したキャリヤローラを落下させ、下の作業者を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
設置	11	駆動部カバーを外す。	ベルトを入れるために外した駆動部カバーを落下させ、下の作業者を負傷させる。							②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	ベルトを入れるために外した駆動部カバーを落下させ、下の作業者を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
設置	14	駆動部の上のキャリヤローラを取付ける。	高所の部品及び、工具を落下させ、下の作業者を負傷させる。							②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	高所の部品及び、工具を落下させ、下の作業者を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
設置	15	駆動部の上のキャリヤローラを取付ける。	キャリヤローラを取付ける時に、手を滑らせて落下させ、下の作業者を負傷させる。							②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	警告表示	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	キャリヤローラを取付ける時に、手を滑らせて落下させ、下の作業者を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
設置	22	駆動部カバーを取付ける。	駆動部カバーを取付ける時に、手を滑らせて落下させ、下の作業者を負傷させる。							②設置	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	駆動部カバーを取付ける時に、手を滑らせて落下させ、下の作業者を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
保全	37	高所での部品交換作業。	高所での保守作業中、誤って部品・工具を落下させ、下の保全員を負傷させる。							⑤保全員	Ⅱ	E	15	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	高所での保守作業中、誤って部品・工具を落下させ、下の保全員を負傷させる。	―	取扱説明書に記載
運転	18	搬送物をコンベヤ上に投入する。	重い搬送物を載せる際に、搬送物とベルトの間に手を挟む。	16	搬送物	有	1.8	機械的危険源	こすれ又は擦りむきの危険源	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―		―	―
運転	19	搬送物をコンベヤ上に投入する。	重心が高い不安定な搬送物が、傾斜角度部で転倒し、落下する。			有	17.1	落下又は噴出する物体若しくは流体	落下又は噴出する物体若しくは流体	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	転倒防止装置、及び落下防止装置を設置する。	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	規定外の搬送物を流す可能性がある。	―	取扱説明書に記載
運転	29	緊急時は、非常停止装置を押しコンベヤを停止する。	作業者が直ぐに押せる位置に非常停止装置が無い場合、災害を大きくする。	17	制御盤、操作盤	有	8.7	人間工学原則の無視から起こる危険源	手動制御器の不適切な設計、配置又は固定	④作業員	Ⅰ	D	8	Ⅱ好ましくない	巻き込まれる恐れがある箇所毎に非常停止装置を配置する。	Ⅰ	E	12	Ⅲ許容できる(審査が必要)	作業位置以外の場所で、作業をする場合がある。	―	取扱説明書に記載
運転	30	起動停止の頻度が、定格(6秒に1回)を越えて運転する。	ブレーキ回路のコンタクター接点が溶着することにより、ブレーキが開放状態のままになり、ブレーキが利かなくなり、搬送物が逸走する。			有	11.1	機械を考えられる最良状態に停止させることが不可能	機械を考えられる最良状態に停止させることが不可能	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	過負荷保護装置を取付	Ⅳ	E	20	Ⅳ許容できる	過負荷保護装置を取付けずに運転する。	―	取扱説明書に記載
運転	23	コンベヤの下に潜る。	コンベヤ反対側へ移動するために、運転中のコンベヤ下を潜り、髪の毛がリターンローラに巻き込まれる。	18	リターンローラとベルト間	有	1.4	機械的危険源	巻き込みの危険源	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	コンベヤ反対側へ移動するために、運転中のコンベヤ下を潜り、髪の毛がリターンローラに巻き込まれる。	―	取扱説明書に記載
運転	32	コンベヤ下部に置いているものを取ろうとする。	指がリターンローラとベルト間に巻き込まれる。			有	1.8	機械的危険源	こすれ又は擦りむきの危険源	④作業員	Ⅲ	D	14	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバー取付	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	保護カバーを外したままコンベヤを起動する恐れがある。	―	取扱説明書に記載
設置	24	傾斜部のベルトの蛇行調整をする。	機幅が広い場合、1人で蛇行調整をするには、反対側への移動が必要になるが、その場合、コンベヤの下を潜りリターンローラに髪の毛を巻き込まれる。			有	8.6	人間工学原則の無視から起こる危険源	ヒューマンエラー、人間挙動	②設置	Ⅲ	E	17	Ⅲ許容できる(審査が必要)	―	―	―	―	―	コンベヤの下を潜りリターンローラに髪の毛を巻き込まれる。	―	取扱説明書に記載

備考: 危険の対象者:①輸送作業者 ②設置作業者 ③試運転員 ④作業員 ⑤保全・調整員 ⑥部外者
作業区分:(設置、調整)、(試運転)、(運転)、(保全、清掃)、(不具合の発見・措置)

表3　危険部位と危険源および保護方策一覧表

■機械名　傾斜ベルトコンベヤ
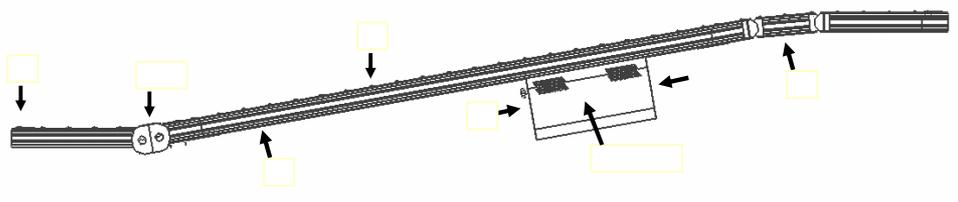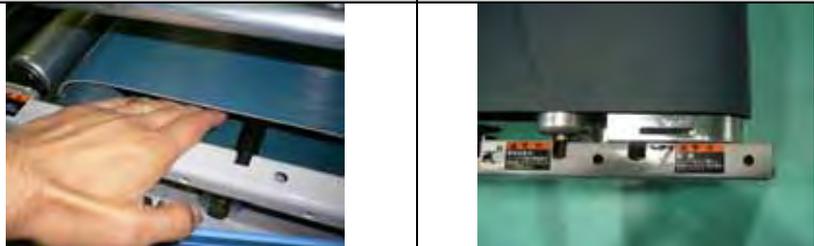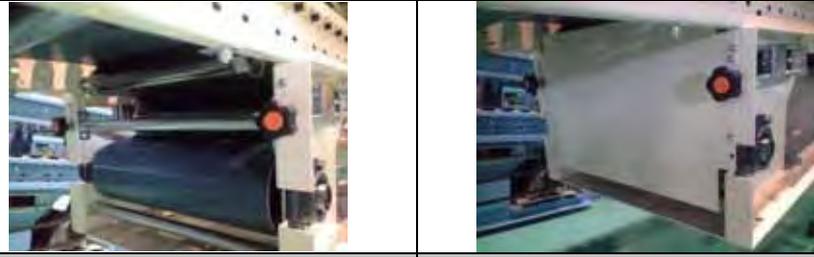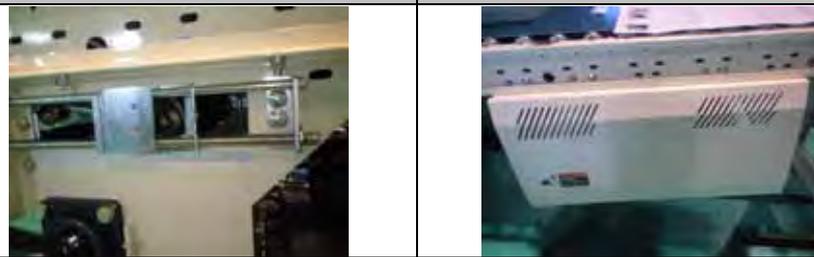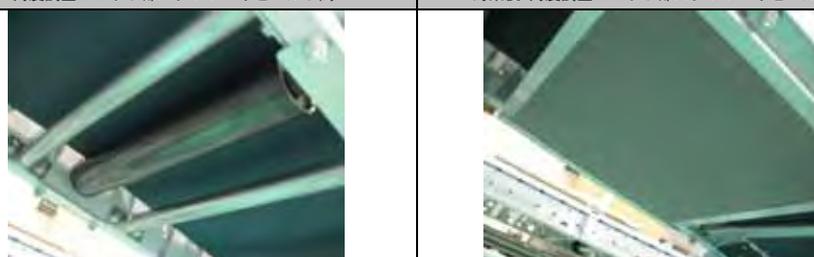
番号	危険部位	対策実施後の姿	保護方策
番号	コンベヤ本体	対策後-コンベヤ本体	
(1)			クレーン・フォークリフト等を使用し、コンベヤの落下事故が起こらないように注意して組立てるよう「取扱説明書」に記載。
番号	エンドプーリとベルト間	対策後-エンドプーリとベルト間	
(2)			エンドプーリ幅がベルト幅より狭い。 エンドプーリの回転部に触れないようにプーリカバーを取付け。
番号	スナブプーリとベルト間	対策後-スナブプーリとベルト間	
(3)			スナブプーリのニップポイントに手が届かないように保護カバーを取付け。
番号	テークアッププーリとベルト間	対策後-テークアッププーリとベルト間	
(4)			テークアッププーリのニップポイントに手が届かないように保護カバーを取付け。
番号	ドライブプーリとベルト間	対策後-ドライブプーリとベルト間	
(5)			テークアップ窓隙間からドライブプーリのニップポイントに指が入らないように、保護カバーを取付け。
番号	角度調整ユニット部スナブプーリとベルト間	対策後-角度調整ユニット部スナブプーリとベルト間	
(6)			角度調整ユニット部スナブプーリのニップポイントに手が届かないように、保護カバーを取付け。